

関係各位

財政局公共施設・事業調整課 担当課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止措置の延長等について（通知）

令和 2 年 2 月 28 日付で「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（技監通知 財公第 776 号）」を发出したところですが、その後、国土交通省から改めて「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長等について」の通知がありました。

これを受け、本市も国と同様な対応を行います。

工事担当各区局におかれましては、引き続き本市発注の工事、委託（設計・測量・調査等業務（以下、工事等という。））の感染拡大防止に万全を期すとともに、以下のとおり受注者に対する工事等に伴う措置等を適切に行うよう、工事監督課等担当部署に周知願います。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者に対して工事等の一時中止の期間を最長で令和 2 年 3 月 19 日まで延長できる旨を伝え、意向を確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認すること。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約約款に基づき、工事等の一時中止の期間の変更を行う。また、一時中止の延長を行った場合においては、契約約款の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、最長で令和 2 年 3 月 19 日までの期間とする。

また、令和 2 年 2 月 28 日付の技監通知に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事等の一時中止等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長で令和 2 年 3 月 19 日までの期間とする。

なお、令和 2 年 3 月 19 日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事等を再開することができることとするが、再開にあたっては、適切な感

染拡大防止対策を徹底すること。

2 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事等従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、1 に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長等について」(令和2年3月11日付国土交通省事務連絡)

【担当】 財政局公共施設・事業調整課

生井・辻

(電話 671-3928)

(工事の一時中止等の手続きに関すること)

上野・平林・出井

(電話 671-4066)